

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工振興課 No.004

処 分 名	勤労者会館の使用許可
処 分 の 概 要	勤労者会館を使用するときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市勤労者会館条例（平成17年条例第87号）第5条 春日部市勤労者会館条例施行規則（平成17年規則第21号）第3条
審 査 基 準	<p>会館を使用することができる者は、次の要件のいずれかに該当しなければなりません。</p> <p>(1) 市内に在住し、又は在勤している勤労者及びその家族。 (2) 市長が特に会館を使用させることが適当であると認めた者。</p> <p>春日部市勤労者会館の使用の許可は、当該施設の使用が次の(1)から(6)の要件のいずれかに該当するときは許可できません。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物又は付属施設を破損するおそれがあるとき。 (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に会館の名称を使用するとき。 (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。 (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 (6) その他管理上支障があるとき。</p>
標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	使用する日が属する月の2か月前の月の16日から使用する日までの間
申請方法	勤労者会館窓口への提出
備 考	公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市勤労者会館条例

第5条（略）

- 3 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。
 - (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 建物又は付属施設を破損するおそれがあるとき。
 - (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に会館の名称を使用するとき。
 - (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
 - (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
 - (6) その他管理上支障があるとき。
- 5 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付けることができる。

■春日部市勤労者会館条例施行規則

第3条 条例第5条第3項の規定により、会館を使用とする者（以下「使用者」という。）は、春日部市勤労者会館使用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、春日部市公共施設予約システム（略）による予約者の決定の後に受け付けるものとする。（略）
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、条例第12条に規定する使用料を徴収し、（略）許可書兼領収書（様式第2号。以下「許可書」という。）により許可するものとする。
- 4 条例第5条第3項後段の規定により、会館の使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用する日の7日前までに（略）許可変更・取消申請書（様式第3号）により（略）申請しなければならない。ただし、使用する日を変更しようとする場合は、第2項の規定を準用する。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、（略）変更・取消許可書兼領収書（様式第4号。以下「変更・取消許可書」という。）により許可するものとする。
- 6 第1項及び第4項の規定による申請は、会館の開館日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。
- 7 （略）

■春日部市公共施設の暴力団当排除に関する条例 第3条